

# 宇治市要保護児童対策地域協議会 平成 27 年度第 1 回代表者会議 議事要旨

< 日 時 > 平成 27 年 9 月 16 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00

< 場 所 > うじ安心館 3 階 ホール

< 出席者 > ( 委員 : 17 人出席 / 26 人中 )

中田会長、作田委員、門脇委員、池本委員、内田委員、弓指委員、今西委員、  
福井委員、西川委員、後藤委員、下山委員、細谷委員、大西委員、木村委員、  
鎌田委員、中田委員、富治林委員

( 事務局 )

福祉子ども部 遠坂福祉子ども部副部長兼子ども福祉課長、山本子ども福祉課主幹、  
西村子ども福祉課主幹、三品子ども福祉課子育て企画係長

( 傍聴者 ) 4 人

< 会議内容 >

## 1 開会

- ・「宇治市要保護児童対策地域協議会の会議の公開に関する要項」に基づいて、公開で会議を進めていくことを確認。

## 2 新任委員紹介

- ・委員選出団体の役員改選と人事異動等に伴う、12 名の新任委員の紹介。  
各委員自己紹介  
事務局自己紹介
- ・事務局より、配布資料の確認。

## 3 議題

### 1 ) 宇治市の取り組み状況について

- ・事務局より、資料 1 「平成 26 年度宇治市の児童虐待相談対応の状況について」に基づき、説明が行われた。

### 2 ) 京都府の取り組み状況について

- ・京都府宇治児童相談所より、資料 4 「京都府報告資料」に基づき、説明が行われた。

### 【質疑応答の概要】

- 相談対応件数が増加しているということについて、どのような捉え方をしたらよいのか。  
件数の増加については、悪い面のみではなく、子どもに対して何らかの支援の手が差し伸べられている結果であるとも考えている。保育所や幼稚園、学校などの関係機関等に  
おける意識が高まってきており、前向きに捉えている。
- 警察はどのように取り組みを強化し、関係機関と連携しているのか。  
DV・ストーカー等の事案への対応については、過去に比べ、より強化している。家庭  
に子どもが存在すれば、心理的虐待として通告を行う場合もある。
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」に連絡した後の具体的な対応の流れはどのようなのか。  
通常の番号で通告を受けた場合と同様であり、児童虐待事案として受理をした上で対応  
を行っている。
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189」に連絡した場合、音声ガイダンス等により、児童相  
談所につながるまでに時間がかかるため改善すべきではないか。  
システムについては、少し改善が必要であると感じている。
- 児童相談所には、「通告」と言わなければ話を聞いてもらえないと以前聞いたことがあるが  
事実か。  
そのような事実はない。連絡をいただいた時点ですべて通告として受理をしている。

### 3) 児童虐待防止推進月間における取り組みについて

- ・事務局より、資料2「児童虐待防止推進月間における取り組みについて」及び資料2(追加)「平成27年度「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」の実施内容について(案)」に基づき、説明が行われた。

### 【質疑応答の概要】

- 大人に対する児童虐待防止の啓発については進んでいるが、子ども自身の相談に対しては啓  
発が不足しているのではないか。  
市の相談機関としては、子ども自身も相談できる「こども家庭相談」がある。今後、保  
護者や子どもの相談窓口については、関係機関等の協力も得ながら、啓発を進めていく  
必要があると考えている。  
子どもの相談窓口としては、法務局の「子ども専用ダイヤル」や「SOSミニレター」  
がある。各小中学校でも案内のカードを配布してもらっている。  
各小中学校では、学校での案内配布やポスター掲示等によって児童に紹介している。
- インターネットや携帯電話のアプリ等を活用した相談手法を検討してはどうか。  
法務局では人権相談としてインターネットで相談できるシステムを取り入れている。

### 【その他意見の概要】

- 子どもが危険を感じた場合に、子ども自身が簡単に相談できるようなシステムを考える必要  
がある。

- 乳幼児の場合、虐待を受けていても自分からは相談できない。他の子どもであっても、子どもの異常に気付くことができるのは、同じ子どもを持つ保護者である。
- 国が制作した児童虐待防止の啓発DVDを妊婦に見てもらう機会を検討する必要がある。
- 幼稚園では、子どもの家庭環境を見るために入園時に家庭訪問を行っているほか、送迎の際の子どもと保護者の様子を観察し、子どもの変化を察知できるよう取り組んでいる。
- 乳幼児の場合、虐待を受けていても自分からは相談できない。他の子どもであっても、子どもの異常に気付くことができるのは、同じ子どもを持つ保護者である。

#### 4 ) その他報告事項

- ・次回会議開催時期の確認。

## 4 閉会